

保育所の保育料が決まりました

平成27年度4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」における三好市の保育料基準額が決まりました。

用する場合には、3つの区分による認定を受ける必要があります。現在申請中の方は、ご家庭に届く「支給認定証」を大切に保管してください。

認定および2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳までとなっておりますが、2号認定、3号認定については、「保育の必要性の認定を受ける事由」に該当しなくなった場合はその時点までです。

保育料の軽減について

次に該当するご家庭は、保育料の保護者負担軽減措置が行われます。

- 同一世帯から、2人以上の児童が保育所・認定こども園・幼稚園または知的障がい児通園施設などに同時に入所している場合には、年齢が一番上の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。
- 18歳未満の児童が同一世帯に3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が保育所または認定こども園に入所（園）した場合、保育料は無料となります。
- 市民税非課税世帯であって、ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する）および在宅障がい児のいる世帯にあっては、保育料が免除となります。
- 所得割課税の均等割りのみの世帯および保護者の課税額の合算が48600円未満の世帯であって、ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する）および在宅障がい児のいる世帯にあっては、保育料が軽減されます。
- 寡婦（夫）みなし適用の方は、別途申請が必要です。

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。平成27年度4月から8月までの保育料は、平成26年度市町村民税課税額により決定されます。9月以降の保育料については、平成27年度市町村民税課税額により決定されます。

支給認定証の交付について

新制度において保育所や認定こども園または幼稚園などを利

用する場合には、3つの区分による認定を受ける必要があります。現在申請中の方は、ご家庭に届く「支給認定証」を大切に保管してください。

認定および2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳までとなっておりますが、2号認定、3号認定については、「保育の必要性の認定を受ける事由」に該当しなくなった場合はその時点までです。

次に該当するご家庭は、保育料の保護者負担軽減措置が行われます。

保育所保育料一覧

(別表1) 平成27年度保育所保育料等一覧 (単位:円)

階層	区分	保育料 (月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯 (ひとり親家庭および在宅障がい児のいる世帯)	7,000 (0)	7,000 (0)	5,000 (0)	5,000 (0)
	市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親家庭および在宅障がい児のいる世帯)	14,000 (13,000)	13,800 (12,800)	14,000 (13,000)	13,800 (12,800)
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親家庭および在宅障がい児のいる世帯)	18,000 (17,000)	17,700 (16,700)	15,000 (14,000)	14,800 (13,800)
	市民税所得割課税額 72,000円未満	23,000	22,700	23,000	22,700
第4階層	市民税所得割課税額 97,000円未満	25,000	24,600		
	市民税所得割課税額 169,000円未満	38,000	37,400		
第5階層	市民税所得割課税額 301,000円未満	52,000	51,200	57,000	56,100
第6階層	市民税所得割課税額 397,000円未満	57,000	56,100		
第7階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	60,000	59,000	25,000	24,600

□ 保育標準時間と保育短時間

保育標準時間は、7時30分～18時30分までの間（11時間）で利用できます。

保育短時間は、8時30分～16時30分までの間（8時間）で利用できます。

なお、その他延長保育をご利用の場合は、別途延長保育料金がかかります。

【お問い合わせ先】

三好市役所子育て支援課
電話 72-7648
FAX 72-7677
Eメール kosodatechien@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

